

市民活動の立ち上げを応援します！

平成26年度 薩摩川内市市民活動支援補助金募集要項(スタートアップコース)

【問合せ】本庁コミュニティ課コミュニティ・生涯学習グループ ④(23)5111(内線4612)

市民活動支援補助金 (スタートアップコース)とは

これから活動を開始するまたは活動期間がおおむね3年未満の市民活動団体などが実施する公益的な事業に対して、事業の初期段階の活動経費を補助するものです。

対象となる事業

次の条件1〜3を全て満たす事業が対象となります。

- 条件1**
- 応募団体自らが企画・立案・実施する次の「市民活動」のいずれかに該当する事業で内容、時期、経費などが当該団体などの目的を達成するために適当であると市長が認めた事業であること
 - 保健、医療または福祉の増進を図る活動

- ▼活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っていること
- *ただし、次のいずれかに該当する団体は対象となりません。
 - ▼地区コミュニティ協議会および自治会
 - ▼宗教活動などを目的とする団体
 - ▼政治活動などを目的とする団体
 - ▼暴力団員が構成員に含まれる団体もしくはその暴力団員の統制下にある団体
 - ▼性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

- イ 社会教育の推進を図る活動
- ウ まちづくりの推進を図る活動
- エ 観光の振興を図る活動
- オ 農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
- カ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- キ 環境の保全を図る活動
- ク 災害救援活動
- ケ 地域安全活動
- コ 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- サ 国際協力の活動
- シ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ス 子どもの健全育成を図る活動
- セ 情報化社会の発展を図る活動
- ソ 科学技術の振興を図る活動
- タ 経済活動の活性化を図る活動
- チ 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- ツ 消費者の保護を図る活動

- テ NPO法人へ対する中間支援活動
- ト ア〜テに準ずる活動を目的として鹿児島県の条例で定める活動

条件2
平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に実施される事業

- 条件3**
- 左記の全てを満たすもの
 - ▼営利を目的とする事業、宗教活動、政治活動でないこと
 - ▼国または地方公共団体との共催事業でないこと
 - ▼国、地方公共団体または民間団体などの他の制度による補助、助成または委託を受けていない事業であること
 - ▼事業の実施による主たる効果が、市外で生じない事業であること
 - ▼事業の実施による効果が及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定されない事業であること

補助の対象となる経費

事業の実施に直接必要となる経費が対象となります。ただし、団体の経常的な管理運営経費は、補助の対象となりません。また、次のいずれかに該当するものも対象となりません。

- ▼詳しくは、問合せ先までお問い合わせください。
- ▼構成メンバーによる会合の飲食および親睦に要する経費
- ▼構成メンバーに対して支払われる人件費など
- *補助対象となる事業に直接従事する者の人件費などは、補助対象経費の3割以内までは認められます。
- ▼記念品、金券などの購入経費
- ▼不動産の取得などに要する経費

補助金の額・補助の限度額

補助の対象となる経費に、補助回数に応じた補助率を乗じて得た額を補助金の額とします。
また、1件当たり20万円を補助金の上限とします(千円未満切り捨て)。
※補助回数に応じた補助率…1回目…8割、2回目…7割、3回目…5割

なお、従来の市民活動促進補助金の交付を受けていた事業(団体)は、同補助金の交付を受けた回数を市民活動支援補助金の回数に通算します。
(例)市民活動促進補助金を平成24年度に、市民活動支援補助金のスタートアップコースを平成25年度に、それぞれ交付を受けた事業(団体)で、今回市民活動支援補助金を申請した場合、3回目の申請となり、5割の補助率になります。

応募方法

次の関係書類に必要な事項を記入の上、4月30日(水)までに、コミュニティ課まで郵送または直接お持ちください。
*ファクスまたは電子メールによる提出は受け付けていません。

【関係書類】

- ▼薩摩川内市市民活動支援補助金申込書
- ▼事業計画書・事業収支計画書
- ▼団体に関する調書
- ▼団体構成員名簿
- ▼他の制度による補助・助成または委託事業の申請状況

*関係書類の様式は、薩摩川内市ホームページ(<http://www.city.satsumaseandai.lg.jp/>)からダウンロード

▼その他公序良俗に反するなど、補助対象事業として不適当と認められる事業でないこと

応募できる団体

- ▼次の全てを満たす団体が応募できます。
 - ▼構成員が5人以上
 - ▼その過半数が本市に住所を有すること
 - ▼公益の増進に寄与する活動を行う任意団体または特定非営利活動法人など

ドできるほか、本庁コミュニティ課各支所地域振興課または地区コミュニティセンターにも備え付けてありますのでご利用ください。

【申込先】〒895-8650 神田町3番22号 本庁コミュニティ課

その他

応募書類提出後にも、審査に必要な他の関係書類を提出していただく場合があります。なお、当初応募時に提出していただいた書類を含め、一切の書類は返却しません。

市民活動支援補助金の応募のため、市に提出していただいた一切の書類に記載されている事項は、一部を除き、原則として公開の対象となります。

●スケジュール(予定)

- 5月上旬 一次審査(書類審査)
- 5月下旬 二次審査(公開ヒアリング)
- 6月上旬 補助事業決定

この補助金は、本年度にもう1回募集します(8月募集予定)。

